

土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 阿部 長夫

1 日 時

令和7年6月24日（火） 午後1時59分から
午後2時51分まで

2 場 所

第1委員会室

3 出席した委員の氏名

阿部長夫、中野哲朗、大友栄二、阿部英仁、若山雅敏、二ノ宮健治、佐藤之則

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

なし

6 出席した執行部関係者の職・氏名

土木建築部長 小野克也 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第64号議案及び第65号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から報告を受けた。
- (3) 令和6年度予算の繰越しについて、指定管理者の更新について及び豊ちやく2025についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。
- (5) 県外所管事務調査の行程を決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班 主査 利根妙子
政策調査課調査広報班 主事 徳丸花帆

土木建築委員会次第

日時：令和7年6月24日（火）14：00～

場所：第1委員会室

1 開 会

2 土木建築部関係

14：00～15：20

(1) 付託案件の審査

第 64号議案 工事請負契約の変更について
(一般国道217号 西幡トンネル工事)

第 65号議案 土地の取得について
(佐伯港女島地区ふ頭用地)

(2) 県内所管事務調査のまとめ

令和6年台風第10号等の復旧状況について

(3) 諸般の報告

①令和6年度予算の繰越しについて

②指定管理者の更新について

③「豊ちゃく2025」について

④一般国道212号 1号トンネル避難坑工事（1工区）の進捗状況について

⑤道路施設の長寿命化計画の改定について

(4) その他

3 協議事項

15：20～15：30

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 県外所管事務調査について

(3) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

阿部（長）委員長 ただいまから、土木建築委員会を開きます。

雨期に入りましたが、毎年この時期になると大きな災害がないといいなと思います。今年こそは大きな災害がないように祈っています。土木建築部の皆様には、防災対応に御尽力いただき、感謝申し上げます。

それでは、審査に先立ち執行部から発言をしたい旨の申出があったので、これを許します。

小野土木建築部長 阿部長夫委員長をはじめ、土木建築委員の皆様におかれては、土木建築行政の推進に向け、丁寧な御指導をいただいていることに、改めて深く御礼申し上げます。

また、委員の皆様におかれては、去る5月27日から6月6日までの延べ6日間にわたり、土木建築部の所管事務及び重点事業について調査いただきました。御指導いただいた点については、今後の土木建築行政の参考にしたいと考えています。ありがとうございました。

さて、さきほども話があったように今月8日に梅雨入りしましたが、幸いにもこれまでのところ大きな被害は発生していません。

先日知事の答弁にもあったように、昨年の災害については本格的な復旧をしている状況です。災害復旧工事の進捗については、後ほど担当課長から御説明しますが、災害復旧は安全対策を取りながら、1日も早い復旧を目指し全力を尽くします。

また、国では今月6日に第1次国土強靱化実施中期計画が閣議決定されました。この計画の詳細は、まだ我々のところには入っていませんが、しっかりと情報収集に努め、引き続き県土強靱化に資する施策に最大限活用をしたいと考えています。

それでは、今回の土木建築部関係の議案ですが、第64号議案工事請負契約の変更について及び第65号議案土地の取得についての計2件を上程しています。

これに加え、県内所管事務調査のまとめとし

て、委員の皆様にも現場を御視察いただいた令和6年台風第10号等の復旧状況について報告するほか、諸般の報告として令和6年度予算の繰越しについてなど5件を報告します。何卒、慎重御審議の上、御賛同いただくようお願い申し上げます。

なお、本日審議監の中川が体調不良により欠席していることを申し添えます。

阿部（長）委員長 それでは審査に入ります。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案2件です。

まず、第64号議案工事請負契約の変更について執行部の説明を求めます。

石和道路建設課長 第64号議案工事請負契約の変更について御説明します。資料の1ページを御覧ください。

本議案は、令和4年12月14日に前田建設工業・菅組・谷川建設工業特定建設工事共同企業体と契約した、一般国道217号戸穴（ひあな）バイパスにおける西幡トンネル工事の工事請負契約について増額変更するものです。

資料の2ページを御覧ください。

契約金額の変更について、大きく三つの要因があります。1点目は、工期内の労務単価や資材費の変動に対処するため、公共工事請負契約約款に規定するインフレスライド条項を適用することによる約2億5,500万円の増額です。

2点目は、亀裂の多い岩盤への支保工の追加に伴う約2,100万円の増額です。当工区の地質状況は、当初、亀裂の少ない良質な岩盤が分布していると想定し、支保工と呼ばれるアーチ状の支えを使用しない区間を設けていましたが、実際に掘削したところ資料右側の写真のように、亀裂が多く確認されたことから、崩壊を防ぐための支保工を追加しています。

3点目は、インバートの施工範囲見直しに伴う約2,600万円の減額です。当初、脆弱部と想定していた区間においては、資料右下の図のとおり、トンネル下部にインバートと呼ばれ

るコンクリートの施工を計画していました。しかし、実際に掘削したところ想定より強固な岩盤であったため、インバートの施工延長を減じています。

以上により、契約金額について約2億5千万円の増額を見込んでいます。

資料1ページにお戻りください。

右上の工事概要に記載しているとおり、契約金額は当初2億3,254万4,716円に対し、変更2億9,268万3,544円と2億5,013万5,638円増額するものです。

阿部（長）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 御異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第65号議案土地の取得について執行部の説明を求めます。

山口港湾課長 第65号議案土地の取得について御説明します。資料の3ページを御覧ください。

今回取得する土地は、港湾機能施設整備事業により、佐伯港女島地区における慢性的なヤード不足に対応し、既存施設との一体的な利用を可能とするために、隣接する企業から用地を買収するものです。

資料の左下の現状についてですが、主に中国に輸出する原木の保管スペースや九州内で利用するために輸入する原木の荷役スペース等が不足することから、出荷機会の喪失が発生している状況です。また、その他の貨物もヤード不足により取扱量の調整を行っている状況です。

さらに、資料の右中ほどにあるとおり、佐伯港女島地区における取扱貨物量は10年前に比べて約3倍に増加しており、今後も需要の増加

が想定されることから、本事業において埠頭用地を拡張し、保管ヤード不足の解消を図るものです。

なお、取得する土地の所在地は佐伯市東浜11446番1、相手方は興人ライフサイエンス株式会社、面積は4万2,976.71平方メートル、取得額は2億8,281万2千円となっており、取得予定価格が7千万円以上かつ2万平方メートル以上の不動産の買入れにあたるため、大分県県有財産条例第2条の規定に基づき、議会に承認をお願いするものです。

阿部（長）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、意見等はありませんか。

若山委員 この取得によって、今後十分対応ができるということでしょうか。

山口港湾課長 原木の需要見込み等は、令和3年度のピーク時に比べて3割増という需要見込みもあるので、その木材の保管スペースや荷役スペース等に十分対応可能と考えています。

阿部（長）委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 御異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査は終わりました。

次に、去る5月27日から6月6日にかけて実施した県内所管事務調査のまとめに入ります。

令和6年台風第10号等の復旧状況について、執行部に説明をお願いしたいと思います。

松尾河川課長 令和6年台風第10号等の復旧状況について御報告します。資料の4ページを御覧ください。

まず、(1)公共土木施設(県管理分)の復旧状況です。資料左上の表の一番下、合計欄を御覧ください。査定件数385か所のうち、5

月末時点で314か所、率にして約82%の工事を発注済みであり、9月末までには全ての工事を発注する予定です。

完成状況については、5月末時点で42か所、率にして11%の工事が既に完成しており、今年度末には308か所、率にして約80%の工事が完成する見込みです。なお、住家等に近接する未完成の箇所については、右上の写真で示すとおり、今年度の出水で再度被災を受けないよう、大型土のうなどで応急措置を行っています。

続いて、(2)改良復旧事業の進捗状況です。日田市の三郎丸橋では、復旧事業とあわせて再度災害を防ぐ観点から、橋長を延ばして川幅を広げる災害関連事業を行っています。今年3月までに、被災した橋梁の撤去を完了し、迂回路の整備や仮設歩道橋を設置しています。また、8月末頃には橋台工事にも着手する予定であり、国や市と連携しながら令和8年度内の完成を目標に取り組んでいます。

引き続き、被災された方々が1日も早く安心して暮らせるよう、復旧・復興に取り組めます。

阿部(長)委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部(長)委員長 別に御質疑等もないので、以上で県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったのでこれを許します。

まず、①の報告をお願いします。

大谷土木建築企画課長 令和6年度予算の繰越しについて御報告します。資料の5ページをお開きください。

令和6年度から令和7年度への繰越しに係る限度額は、令和6年第3回定例会、第4回定例会及び令和7年第1回定例会で御承認をいただいたところです。

その限度額については、一般会計と特別会計を合わせて、表の右下、太枠で囲んでいる合計欄にあるとおり742億9,562万5千円となっており、その確定額については、その下に

あるとおり577億6,667万8千円となりました。

限度額に占める確定額の割合は77.8%となっています。これは、繰越しの早期承認をいただき、工事着手時期を前倒してきたことなどにより、事業進捗が図られたためです。

また、事故繰越しについては、最下段の右側にあるとおり21億2,600万5千円となっています。主には、災害復旧事業や災害関連事業において、住民や地権者等関係者との調整に不測の日数を要したことで工事が遅延するなど、やむを得ない事由により、事故繰越しとなったものです。

今後も引き続き、施工時期の平準化を図りながら、鋭意、事業執行に努めていきます。

阿部(長)委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

阿部(英)委員 限度額から確定額の差はどう解釈したらいいの。要するに、いろんな努力の結果、こういう幅ができたと解釈すればいいのか、そこをもう少し詳しく。

大谷土木建築企画課長 最初に、限度額という割と幅を持って御承認いただき、実際には災害査定等を受けて確定額も下がっていくわけなんですけども、できるだけ当方も努力して、少しでも少ない額でいくのが望ましい姿かなと思います。そういった中で確定額が出てきたところですよ。

阿部(英)委員 そうなってくると、この残った分、この差額の分はどういう扱いになるわけですか。

小野土木建築部長 この差額、2月補正予算で御承認をいただきました。今、やはり工事を出すときに標準工期を出すので、そういったものを見込んで、あらかじめ補正予算がどのくらいになるかを事務所で予測して、事前に承認しているものが当初の額です。

そして、実際の補正予算が国から示されて、それを議会上げて、その執行に伴って生じる額が確定額で、一番大きいのはその差だと思います。

一方で、令和6年度当初から予算化されたものについては、今までどおり単年度で終了させるように努力をしています。

今回の繰越額は、二つの側面があって、一つは単年度の予算に対して、事情によって繰り越してしまっている額。それともう一つは、補正予算によって標準工期を取るために前もって繰越額を設定して、額を確定させる部分の二つがあると御理解をいただければと思います。

さきほど阿部英仁委員がおっしゃった、この差はどうなるのかですけれども、令和7年度の執行でしっかり工事に充てて、進めたいと思っています。

阿部（英）委員 じゃ、令和7年度に充てるときに、繰越金になるわけやな。それは、みなさんの努力の結果でこれが生じたわけだわな。

そうすると、ある程度真水で扱いができることになるのかな。それとも、補正予算だから決められているのか。

小野土木建築部長 繰り越した予算は、令和6年度の繰越予算になるので、令和7年度中に期限をしっかりと定めた上で繰越しをしています。その期間内で執行するのが原則です。なので、令和7年度については、当初の予算のように何か事情があって繰り越すことは原則できません。

（「何に対して使うかは自由なの」と言う者あり）いえ、もうその事業に充てられています。

阿部（英）委員 それはもう決まっているわけだ。窮屈だね、せつかく繰り越したのに。自由裁量が利けばいいんだがね。

小野土木建築部長 事業一つ一つ、繰越要因をしっかりと定めて、繰越承認を取っているのです。そこに充てる予算となっています。今の制度上はなかなかほかには流用しづらいところです。

阿部（長）委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 ほかに御質疑等もないので、次に、②の報告をお願いします。

大谷土木建築企画課長 土木建築部関係の指定管理者の更新について御報告します。資料の6ページを御覧ください。

今回、更新対象となるのは、上段1更新対象施設にある別府港北浜ヨットハーバー及びハーモニーパークの2施設です。

①別府港北浜ヨットハーバーの主な管理施設は、浮桟橋、管理棟、ボートヤード等であり、現在は右に記載のとおり株式会社ササキコーポレーションが指定管理者となっています。

また、②ハーモニーパークの主な管理施設は、第3駐車場、実証展示林管理棟、皇太子殿下御成婚記念庭園等であり、現在は株式会社サンリオエンターテイメントが指定管理者です。

次に、中段2指定管理終了施設を御覧ください。別府港機械管理駐車場等については、今年度末で指定期間が満了となりますが、別府港再編計画に基づき、機械管理駐車場及び県営3号上屋を令和8年度以降順次撤去する予定であることから、当初の予定どおり石垣地区緑地も含め指定管理は終了となります。

続いて、下段3指定期間・選定方法です。更新対象施設の指定期間については、両施設共に令和8年4月から令和13年3月までの5年間としています。

選定方法については、①別府港北浜ヨットハーバーは公募により選定することとしています。一方、②ハーモニーパークについては、民間運営施設のハーモニーランドと一体的に構成されており、公園の効率的かつ安全な管理運営を行うため、ハーモニーランドを運営している株式会社サンリオエンターテイメントを任意指定する予定としています。

次に、資料の7ページを御覧ください。

4目標指標です。①別府港北浜ヨットハーバーについては、係船率を目標指標とし、令和3年度から令和7年度までに82%から84%を目標として設定したところ、令和6年度までの平均実績は98%と目標を大きく上回る係船率を維持しています。令和8年度からは高い係船率を維持するため、係船率100%を目標値として設定する予定としています。なお、90%を超える係船率は、九州各県における同様施設と比べてもトップクラスの高い水準に達しています。

また、②ハーモニーパークについては、年間の利用者数を目標指標とし、この表の右側の目標値設定の考え方に記載しているとおり、直近3か年の平均入場者数である56万人をベースとして毎年1万人増を目指します。そして、ここ20年間で最も入場者数が多かった令和5年度実績の59万人を超える60万人を、最終年度の目標値として設定する予定としています。

最後に、今後のスケジュールについて御説明します。資料の8ページを御覧ください。

①別府港北浜ヨットハーバーについては、7月上旬に選定委員会を開催の上、7月中旬から募集を開始し、9月中旬までの2か月間募集を行う予定です。

②ハーモニーパークについては、7月中旬からの1か月間、パブリックコメントを実施し、8月下旬に有識者への意見聴取を行うこととしています。

左から二つ目の枠にあるとおり、第3回定例会で債務負担行為予算議案を御審議いただき、その後、第4回定例会で指定管理者の指定議案について御審議いただく予定としているので、よろしくをお願いします。

阿部（長）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

佐藤委員 指定管理の関係で、ちょっとお伺いします。

①別府港北浜ヨットハーバーと②ハーモニーパーク、それぞれに指定管理料があると思うんですけども、その金額を教えてくださいと思います。

それから、両方とも前回があると思うんですけども、ハーモニーパークはあれなんですけど、①は前回の公募でほかの会社からの応募があったのかどうか、それを教えてください。

また、ハーモニーパークの任意指定が私は不勉強でよく分からないんですけども、随意契約ではないんですね。任意指定という形もちょっと教えていただければと思います。

それから、それぞれに多分収益が上がってくる場合の収益は指定管理者が受けるのかどうか。

それと、最後にもう一つ、さきほど59万人が過去最高というお話だったんですけど、これはハーモニーランドの入園者ですか。それとも、このハーモニーパークの入園者ですか。

山口港湾課長 別府港北浜ヨットハーバーについて御説明します。

まず委託料ですけども、当初の委託料としては年間約1千万円で指定管理をしています。

前回の公募は、株式会社ササキコーポレーションを含め4社の応募があり、選定しています。

もう1点の収益ですけども、収益についても目標収益を定めていて、それをを超える額の2分の1を還元ということで、前年度は約500万円の還元をしています。

岡本公園・生活排水課長 ハーモニーパークの指定管理について御説明します。

指定管理料については、今時点の年間管理料は年間6,867万5千円になっています。次回については、今後明示をしていく形で考えているところです。

また、任意指定の表現としては、随意契約じゃなくて任意の指定という形を取っているところです。その理由については、ハーモニーパークは、県が管理しているフリーゾーンと株式会社サンリオエンターテイメントが経営しているハーモニーランドの区域が一体的に構成していることから、管理をする上で公園の効率的な管理運営と来場者の安全性を確保することと、一体的な管理をしていくことが合理的であるとの観点から、ハーモニーランドを運営主体としている株式会社サンリオエンターテイメントを任意指定しています。

これについては、指定管理制度が導入された平成18年度から株式会社サンリオエンターテイメントと継続的な任意指定をしています。

また、目標設定している人数については、ハーモニーパーク全体の利用者を設定しています。今回指定管理する県が管理しているエリアの利用者数も踏まえた形での目標設定としています。

阿部（長）委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 ほかに御質疑等もないので、次に、③の報告をお願いします。

石和道路建設課長 豊（とよ）ちゃく2025について御報告します。資料の9ページをお開きください。

豊ちゃくは、向こう5年間の道路の開通目標を公表することにより、県民への説明責任の向上及び職員の事業進捗管理意識の徹底などを目的に平成16年度から実施している取組です。

まず、左の表の豊ちゃく2024の達成状況を御覧ください。令和6年度は32区間8.2キロメートルの開通目標を掲げ、整備に取り組んだ結果、38区間9.9キロメートルの開通となりました。

次に、右の表の豊ちゃく2025の開通目標を御覧ください。この表の右下に記載していますが、令和11年度までの5年間に68区間20.3キロメートルの開通を目標として、県民に事業スケジュールや期待される効果を示したいと考えています。特に令和7年度は赤枠で囲んでいますが、31区間6.1キロメートルの開通に向け、工事を進めます。

次に、資料の10ページをお開きください。

こちらは令和6年度に開通した代表箇所をまとめたものです。写真の中央上にある杵築市の県道山香院内線（日指工区）や写真の左下にある宇佐市の県道円座中津線（小野川内工区）など、38区間9.9キロメートルの開通となりました。

最後に、資料の11ページをお開きください。

こちらは令和7年度に開通を予定している代表箇所をまとめたものです。写真の右中央にある大分市の国道442号（宗方拡幅）、写真の左上にある日田市の県道栃野西大山線（中津江工区）など、31区間6.1キロメートルの開通に向け、工事を進めます。

今後も事業進捗管理の徹底を図り、豊ちゃくに基づく開通目標の実現に努めます。

阿部（長）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 別に御質疑等もないので、次に、④の報告をお願いします。

石和道路建設課長 令和4年3月に契約した一般国道212号（仮）1号トンネル避難坑（1工区）工事の進捗状況について御報告します。資料の12ページを御覧ください。

本工事は、一般国道212号日田山国道路として中津市山国町守実から日田市三和の区間で整備を進めている延長8,800メートルの道路整備事業のうち、1,379メートルのトンネルを含む延長1,380メートルの道路を建設するものです。

資料左下の平面図にあるとおり、左側の中津市街側から掘削を開始し、本年の3月に予定した地点までの掘削工事が完了しています。

次に、13ページを御覧ください。

工事实施状況ですが、全体の進捗率は約72%で、3月末に完了した1,379メートルの掘削工事に続いて、現在はインバートコンクリートの施工に移行しており、4月末時点で1,374メートルのうち431メートルが完了しているところです。

本工事では、契約金額の増額が見込まれるので、その主な内容について御説明します。契約金額の変更については、大きく三つの要因があります。

一つ目は、湧水への対応による8億5千万円の増額です。掘削したところ資料中央左側の写真のとおり、突発湧水による切羽の一部崩落や想定を超える湧水が確認されたことから、中央の写真の水抜きボーリングや崩落を防ぐ補助工法の追加、右側写真の濁水処理施設の増設を実施しています。

二つ目は、覆工コンクリート不施工による7億3千万円の減額です。技術基準として、小断面トンネルでは、利用状況や地山状況などを考慮し、覆工コンクリートの省略を検討する必要があるとされていますが、長期的な安定を検討するにあたっては、現在隣接して施工中の1号トンネル本坑の掘削工事に伴う湧水量の変化等を確認する必要があるため、本工事から覆工コンクリートを減じることとしています。なお、

今回減ずる覆工コンクリートの施工については、1号トンネル本坑の掘削完了後に湧水量を確認し、施工の判断を行うこととしています。

三つ目は、工期内の労務単価や資材費の変動に対処するため、公共工事請負契約約款に規定するインフレスライド条項を適用することによる2億4千万円の増額です。

以上により、契約金額について約3億6千万円の増額を見込んでいます。これについては、次の令和7年第3回定例会において金額変更に関する変更契約議案を上程したいと考えています。

阿部（長）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

二ノ宮委員 第64号議案で聞こうかなと思ったんですけど、今、インフレスライドによる増額は結構金額が大きいんですけど、これは式か何か、ぴしっとしたものがあるんですか。この金額を出すための式です。

石和道路建設課長 これはマニュアルというか、こういう規定があり、それに基づいて算出するものです。

二ノ宮委員 人件費とか物件費が主ですか。何かほかに要因とかあるんですか。

石和道路建設課長 中身に関しては、まず労務費とか材料費といったものの単価高騰に伴って算出するもので、基本的には残工期が2か月以上あるものが対象になって、それを算出していきます。

二ノ宮委員 その数値は国で決めるんですか。例えば地域によってだいぶ違うと思うんですけど。

石和道路建設課長 まず、労務単価でいうと、県で単価を約1年に1回変更しています。それを見ながら、単価が例えば1.2倍上がるときに、これはあくまでも受注者である業者から上がってくるものですが、業者が計算して、こういう形ですと上がってきた段階で、県は承認をしてインフレスライド条項で増額するルールになっています。

二ノ宮委員 それは業者から申請があつて、そ

して県のどういう機関で検査して決めるんですか。

秋月建設政策課長 労務単価については、国で各都道府県別に年に1回単価が出ます。その単価を用いて県ではその年度の予定価格を決めるんですけども、長期の工事になると年に1回の改定が毎年来る関係で、現状労務単価がどんどん上がるんですね。初年度はその単価でできるんですけども、次の年はまた上がった単価でせざるを得ないので、その上がった分を工事費に上乘せするような制度を設けており、その工事量に応じて変更する式があります。

それは、さきほど業者からといった話があったんですが、業者から上げてくださいというのがきっかけになって、受注者と発注者で協議して、式に当てはめて、残りの工事分に新しい単価で上がった分を今回変更する形を取っています。それが労務費と資材費になります。

中野副委員長 工事契約は約3億6千万円の増額で、金額的なプラス要素が1番と3番ですね。金額的なマイナス要素が2番なんですけども、内容は覆工コンクリート不施工で、これを施工するかしないかの判断はこれからすることが前提だと思うんです。この段階で減額することによって、いずれこれが必要になってくるとか、今後工事全体に影響が出る可能性があるのかどうか、その辺のことを教えていただきたいと思っています。

石和道路建設課長 まず、この工事、さきほどもちよつと言いましたけれども、湧水がどれくらい出てくるかが一番問題なので、あくまでも1号トンネルの掘削が終わらないと最終的には判断できません。そういう意味で、今回この避難坑に関しては、先に掘削とそれ以外の工事が終わることになります。

その後、必要であれば、必要になったときに新たな覆工コンクリートの発注をしていくことになり、それはまた別で予算を取ってきちっと発注していくので、全体の工程の中では問題なく進めることができると思います。

阿部（長）委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 ほかに御質疑等もないので、最後に⑤の報告をお願いします。

北野道路保全課長 道路施設の長寿命化計画改定について御報告します。資料の14ページを御覧ください。

まず1点目、計画の概要を御説明します。資料左上を御覧ください。背景のとおり、下の表に示す県が管理する橋梁やトンネルなどの道路施設の多くは、高度経済成長期以降に集中的に整備されており、その右のグラフにあるように建設後50年を経過する割合が20年後に7割を超え、対策費用の増大や対策時期の集中が懸念されます。

このため、予防保全型の維持管理によりトータルコストの縮減や予算の平準化を図りながら、施設の機能を維持する必要があります。

資料左下を御覧ください。赤枠に示す橋梁、トンネル、舗装、道路附属物及び道路のり面・土工構造物の五つの計画について策定から10年を迎えることから、令和7年度から令和16年度の10年の計画に改定します。なお、改定にあたっては、写真のとおり学識経験者などで構成する大分県長寿命化計画検討委員会を設置し、御助言をいただきながら見直しを進めてきました。

次に2点目、これまでの取組を御説明します。資料右上を御覧ください。定期点検、補修工事を実施してきた結果、右側のグラフに示すとおり過去と直近の5年間を比較すると、オレンジ色の早期に対策が必要な施設が減少しました。一方、緑色の予防保全段階は増加していることから、今後はこれらの施設について、損傷が進行する前に対策を行うことが必要です。

最後に3点目、主な改定内容を御説明します。今回の改定では、維持管理水準の見直しと新技術の活用を推進します。下の図に示すとおり、青色のこれまでの取組から、赤色の予防保全型を推進するよう水準を見直すことにより、トータルコストのさらなる縮減、予算の平準化、長寿命化の効果が期待され、維持管理の効率化を図ります。また、その下の写真のとおり、点検

業務などにおいても新技術の活用を推進し、効率化を図ります。

今後も定期的に計画の検証と見直しを行いながら、メンテナンスサイクルを確立し、県民の皆様が安全に利用できるよう、道路施設の適切な維持管理に努めます。

なお、成案についてもSide Books（サイドブックス）に別冊として格納しているので、後ほど御覧ください。

阿部（長）委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 別に御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 別にないので、これをもって土木建築部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

〔土木建築部退室〕

阿部（長）委員長 これより、内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中継続調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。次に、県外所管事務調査について事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

阿部（長）委員長 事務局に説明させましたが、何か御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 それでは、この行程で決定します。今後細部について変更があった場合は、委員長に御一任願います。

また欠席や別行動となる場合は、その都度早

めに事務局に連絡してください。

以上で予定されている案件は終了しました。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

阿部（長）委員長 別がないので、これをもって土木建築委員会を終わります。

お疲れ様でした。